

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○道路の区域変更 (道路課)	1
高知県教育委員会公告	
○高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の募集 (教育委員会事務局スポーツ健康教育課)	1
○高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の募集 (教育委員会事務局生涯学習課)	2
○高知県立香北青少年の家の指定管理者の募集 (")	2
○高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の募集 (")	3
正誤	
○正誤(平26・8・15付け 公告ほか)	5

告 示

高知県告示第532号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成26年9月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年9月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 南国伊野
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		6.6	

南国市宍崎字今DOI 223番1から 南国市宍崎字今DOI 240番1まで	前	13.4	64
	後	9.5 13.4	64

教育委員会公告

高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の管理運営を一括して行うこととし、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第12号)第2条、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第13号)第2条及び高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例(平成24年高知県条例第55号)第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。
平成26年9月12日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

- 指定管理者が業務を行う施設の概要
 - 施設の名称及び場所
 - 高知県立県民体育館
高知市棧橋通二丁目1番53号
 - 高知県立武道館
高知市丸ノ内一丁目8番3号
 - 高知県立弓道場
高知市高埴12番1号
 - 施設の概要
募集要項に記載のとおり
- 指定管理者が行う業務
 - 高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の施設の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
 - 高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の施設の利用料金の収受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
 - 高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の施設、設備等の維持管理に関する業務
 - スポーツの振興に関する業務
 - 高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の設置の目的を達成するために必要な業務
- 指定期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

3の指定期間中、高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体で、次に掲げるいずれかのものとする。

- 県内事業者(高知県内に主たる事務所(本社又は本店等)を置くものをいう。以下同じ。)で、単独の団体又は複数の団体により構成されるグループ
- 県外事業者(高知県内に事業所又は事務所を置くものに限る。)で、県内事業者を含む複数の団体により構成されるグループ

5 指定の手続

- 指定管理者の指定を受けようとするもの((3)の公募参加表明書を提出したものに限る。)は、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。
 - 2の業務に関する事業計画書
 - 2の業務に関する収支予算書
 - 定款、規約その他これらに類する書類
 - 法人にあつては当該法人の登記事項証明書(提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)、法人以外の団体にあつては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し(本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)
 - 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
 - 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書
 - アからカまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類
- 募集期間は、平成26年9月12日(金)から同年10月27日(月)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年10月27日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。
- 申請書の提出を予定しているものは、公募参加表明書を平成26年9月24日(水)から同年10月2日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に7の提

<p>出場所に提出すること。</p> <p>(4) 現地説明会を含む説明会を平成26年9月24日に開催するので、参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこと。</p> <p>(5) (1)の提出書類の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。</p> <p>(6) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。</p> <p>なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県教育委員会事務局スポーツ健康教育課のホームページ(http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310501/)から入手することができる。</p> <p>(7) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。</p> <p>6 その他 高知県教育委員会は、指定管理者と高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。</p> <p>7 申請書等の提出場所、公募参加表明書の提出場所、説明会の参加申込先、募集要項の配布場所及び問い合わせ先 郵便番号780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県教育委員会事務局スポーツ健康教育課 電話番号088-821-4751 ファクシミリ番号088-821-4849 電子メールアドレス310501@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>~~~~~</p> <p>高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例(平成16年高知県条例第2号)第11条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。</p> <p>平成26年9月12日 高知県教育委員会委員長 小島 一久</p> <p>1 指定管理者が業務を行う施設の概要</p> <p>(1) 施設の名称 高知県立塩見記念青少年プラザ(以下「青少年プラザ」という。)</p> <p>(2) 施設の場所 高知市小津町6番4号</p> <p>(3) 施設の概要 募集要項に記載のとおり</p> <p>2 指定管理者が行う業務</p>	<p>(1) 青少年プラザの許可施設の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 青少年プラザの許可施設の使用料の徴収に関する業務(調定事務を除く。)</p> <p>(3) 青少年プラザの施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 青少年プラザの設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務</p> <p>3 指定期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。</p> <p>4 応募資格 高知県内に主たる事業所(本社又は本店等)を有し、かつ、3の指定期間中、青少年プラザの利用において、青少年の平等利用を確保し、青少年プラザの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、青少年プラザの管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体とする。</p> <p>5 指定の手続</p> <p>(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。</p> <p>ア 2の業務に関する事業計画書</p> <p>イ 2の業務に関する収支予算書</p> <p>ウ 2の業務に関する管理代行料提案書</p> <p>エ 定款、規約その他これらに類する書類</p> <p>オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書(提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し(本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)</p> <p>カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類</p> <p>キ アからカまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類</p> <p>(2) 募集期間は、平成26年9月12日(金)から同年10月27日(月)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年10月27日午後5時までに7の提出場所に必着すること。</p> <p>(3) 現地説明会を平成26年10月7日(火)に開催する予定</p>	<p>(参加を希望するものがない場合は、開催しない。)なので、参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこと。</p> <p>(4) (1)の提出書類の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。</p> <p>(5) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。</p> <p>なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県教育委員会事務局生涯学習課のホームページ(http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310401/)から入手することができる。</p> <p>(6) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。</p> <p>6 その他 高知県教育委員会は、指定管理者と青少年プラザの管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。</p> <p>7 申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先、募集要項の配布場所及び問い合わせ先 郵便番号780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県教育委員会事務局生涯学習課 電話番号088-821-4745 ファクシミリ番号088-821-4505</p> <p>~~~~~</p> <p>高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第9号)第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。</p> <p>平成26年9月12日 高知県教育委員会委員長 小島 一久</p> <p>1 指定管理者が業務を行う施設の概要</p> <p>(1) 施設の名称 高知県立香北青少年の家(以下「青少年の家」という。)</p> <p>(2) 施設の場所 香美市香北町吉野1300</p> <p>(3) 施設の概要 募集要項に記載のとおり</p> <p>2 指定管理者が行う業務</p> <p>(1) 青少年の家の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 青少年の家の使用料の徴収に関する業務(調定事務を除く。)</p>
--	---	---

(3) 青少年の家の施設、設備等の維持管理に関する業務
 (4) 青少年の家を利用する者に係る食事の提供及び宿泊に関する業務
 (5) 青少年の家を利用する青少年の活動が安全かつ円滑に行われるための支援に関する業務
 (6) 青少年等を対象とする主催事業の企画及び実施に関する業務
 (7) (1)から(6)までに掲げる業務のほか、青少年の家の設置の目的を達成するために必要な業務

3 指定期間
 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないとき認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格
 高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有し、かつ、3の指定期間中、青少年の家の利用において、青少年の平等利用を確保し、青少年の家の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、青少年の家の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体とする。

5 指定の手続
 (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。
 ア 2の業務に関する事業計画書
 イ 2の業務に関する収支予算書
 ウ 2の業務に関する管理代行料提案書
 エ 定款、規約その他これらに類する書類
 オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあつては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）
 カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
 キ アからカまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類

(2) 募集期間は、平成26年9月12日（金）から同年10月27日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年10月27日午後5時ま

で7の提出場所に必着すること。

(3) 現地説明会を平成26年10月7日（火）に開催する予定（参加を希望するものがない場合は、開催しない。）なので、参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこと。

(4) (1)の提出書類の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(5) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。
 なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県教育委員会事務局生涯学習課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310401/>）からも入手することができる。

(6) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他
 高知県教育委員会は、指定管理者と青少年の家の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先、募集要項の配布場所及び問い合わせ先
 郵便番号780-0850
 高知市丸ノ内一丁目7番52号
 高知県教育委員会事務局生涯学習課
 電話番号088-821-4745
 ファクシミリ番号088-821-4505

~~~~~

高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の管理運営を一括して行うこととし、高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第10号）第2条及び高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第11号）第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。  
 平成26年9月12日  
 高知県教育委員会委員長 小島 一久

1 指定管理者が業務を行う施設の概要  
 (1) 施設の名称及び場所  
 ア 高知県立高知青少年の家（以下「青少年の家」という。）  
 吾川郡いの町天王北一丁目14番地  
 イ 高知県立青少年体育館（以下「体育館」という。）  
 吾川郡いの町八田1767

(2) 施設の概要  
 募集要項に記載のとおり

2 指定管理者が行う業務  
 (1) 青少年の家の許可施設及び体育館の許可施設等の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務  
 (2) 青少年の家の許可施設及び体育館の許可施設等の使用料の徴収に関する業務（調定事務を除く。）  
 (3) 青少年の家の施設、設備等及び体育館の施設、設備等の維持管理に関する業務  
 (4) 青少年の家及び体育館を利用する青少年の活動が安全かつ円滑に行われるための支援に関する業務  
 (5) 青少年等を対象とする主催事業の企画及び実施に関する業務  
 (6) (1)から(5)までに掲げる業務のほか、青少年の家及び体育館の設置の目的を達成するために必要な業務

3 指定期間  
 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないとき認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格  
 高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有し、かつ、3の指定期間中、青少年の家及び体育館の利用において、青少年及び県民の平等利用を確保し、青少年の家及び体育館の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、青少年の家及び体育館の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体とする。

5 指定の手続  
 (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。  
 ア 2の業務に関する事業計画書  
 イ 2の業務に関する収支予算書  
 ウ 2の業務に関する管理代行料提案書  
 エ 定款、規約その他これらに類する書類  
 オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあつては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）  
 カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類  
 キ アからカまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する

## 書類

- (2) 募集期間は、平成26年9月12日（金）から同年10月27日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年10月27日午後5時までに7の提出場所に必着すること。
- (3) 現地説明会を平成26年10月7日（火）に開催する予定（参加を希望するものがない場合は、開催しない。）なので、参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこと。
- (4) (1)の提出書類の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (5) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。  
なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県教育委員会事務局生涯学習課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310401/>）からも入手することができる。
- (6) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- 6 その他  
高知県教育委員会は、指定管理者と青少年の家及び体育館の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。
- 7 申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先、募集要項の配布場所及び問い合わせ先  
郵便番号780-0850  
高知市丸ノ内一丁目7番52号  
高知県教育委員会事務局生涯学習課  
電話番号088-821-4745  
ファクシミリ番号088-821-4505

-----  
正 誤  
-----

| 公報日付     | 公報番号 | 種類      | ページ | 欄<br>(行)  | 正                   | 誤                   |
|----------|------|---------|-----|-----------|---------------------|---------------------|
| 平26・8・15 | 号外43 | ○公<br>告 | 1   | 中<br>(11) | <u>2の業務に係る収支予算書</u> | <u>2の業務に係る収支計画書</u> |
| 平26・9・1  | 号外45 | ○公<br>告 | 2   | 中<br>(41) | <u>2の業務に係る収支予算書</u> | <u>2の業務に係る収支計画書</u> |